

議員提出第 号議案

品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年11月 日

提出者

飯沼雅子 沢田英次

鈴木ひろ子 南 恵子

賛成者

安藤泰作 菊地貞二

中塚 亮 宮崎克俊

品川区議会議長

塚本利光様

品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

品川区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年品川区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12歳」を「15歳」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の品川区子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号の規定は、

平成19年4月1日以後の病院等における診療、薬剤の支給または手当に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

（説明）中学生以下のすべての子どもに医療費を助成する必要がある。